

プログラム応募規約

第1条（目的）

NTT 西日本株式会社（以下、NTT 西日本）が主催する「Spark-Edge For Next Challengers」（以下、本プログラム）は、新しいサービス・事業を創造するビジネスコラボレーションプログラムです。NTT 西日本と共に共創ビジネスプランの検討・仮説検証等を行い、その後の事業化をめざすことを目的とします。

なお、本プログラムで採択された企業が、プログラム応募規約（以下、本規約）第7条に記載された内容に同意のうえ、出資を希望する場合は、NTT ファイナンス株式会社（以下、NTT ファイナンス）が出資を行います。

第2条（応募期間及びプログラム実施期間）

応募期間及びプログラム実施期間は、本プログラムの募集要項等に記載する応募期間及びプログラム実施期間によるものとします。

第3条（応募資格）

1. 本プログラムは、本規約に同意頂ける応募者（以下、応募者）を対象とします。ただし個人（個人事業主含む）での応募は不可とします。
2. 応募者は次の各号に定める事項を満たしていることを条件とします。
 - (ア) NTT 西日本と協業案の検討をいただくことができ、継続的な事業提携をめざせる企業
 - (イ) 法令等もしくは公序良俗に反しない、もしくは反する恐れがないこと
 - (ウ) 会社更生法に係る更生手続きの開始の申し立て、民事再生法に係る再生手続きの開始の申し立て、破産法に基づく破産手続き開始の申し立て、会社法に基づく特別清算その他の倒産手続又はこれらに相当する法的手続（その他適用のある法令等に基づく倒産手続を含み、本契約締結日以降に制定される倒産関連法令等に基づき新たに創設される同様の制度を含む。）がなされていないこと
3. 応募者は、年齢、国籍、居住地等を問わず、本プログラムに応募することができます。ただし、応募者が未成年の場合（チーム又は団体に未成年者が含まれる場合を含む）については、応募にあたり、必ず当該未成年者の親権者より同意を得る必要があります。
4. 交通費、宿泊費等については応募者等（第10条第1項の定義による）各自の負担となります。

第4条（応募方法）

応募者は、本プログラムの応募フォーマットの項目に沿って応募するとともに、NTT 西日本との共創ビジネスを実現するビジネスモデルのアイデア等（以下、応募作品）を提出するものとします。

第5条（審査）

1. NTT 西日本ならびに NTT ファイナンス（以下、運営事務局）は、運営事務局が定める審査基準に沿った厳正な審査を行います。
2. NTT 西日本は、前項の審査により書類審査を通過した応募者（以下、書類審査通過者）に対し、審査結果を通知します。
3. 運営事務局は、書類審査通過者に対し複数回の面談を実施するとともに、審査に必要な資料の提出を求めることができるものとします。NTT 西日本は、前項の面談を通過した書類審査通過者（以下、採択パートナー）に対して、審査結果を通知します。
4. 前項の通知をもって、審査結果の発表とします。

第6条（本プログラムの内容）

1. 採択パートナーには、実際の事業化を見据え本プログラムにご参加頂きます。新たなサービスの事業化に向けて共に共創ビジネスプランの検討・仮説検証等を行います。メンタリング等の具体的な進め方については、別途、採択パートナーに通知します。
2. NTT 西日本と採択パートナーは、本プログラムの遂行や新たなサービスの開発・検討に向け、それぞれの役割分担、費用分担、成果物の取り扱い、その他事項等について別途協議の上、締結する個別契約に定めるものとします。

第7条（採択企業に対する投資）

1. NTT ファイナンスは、採択パートナーに対し、最大で 1,000 万円の出資を以下のいずれかの方法により行います。なお、引き受ける株式又は新株予約権の内容、投資金額及び投資時期等の詳細については、NTT ファイナンスと採択パートナーが協議の上、別途決定するものとします。
 - (ア) 採択パートナーにおける直近の資金調達ラウンドと同条件の株式等による出資
 - (イ) 次回の株式による資金調達により発行される株式と同じ種類株式に転換することが予定されている新株予約権（但し、転換価額は次回の資金調達時の株価からディスカウントした価額）による出資
 - (ウ) (ア)、(イ) 以外の NTT ファイナンスと採択パートナーが合意した方法による出資
2. 前項の規定にかかわらず、NTT ファイナンスは、採択パートナーが本規約又は NTT ファイナンスが別途指定する合意書に合意しない場合、採択パートナーが運営事務局に提供した情報が虚偽若しくは不正確であった場合、又はその他出資の実行が不適切と運営事務局が合理的に

判断した場合には、前項に定める採択パートナーに対する出資を中止することができるものとします。

3. 採択パートナーは、NTTファイナンスが出資を実行するにあたり必要な資料について、NTTファイナンスからの依頼に基づき提供することとします。

第8条（機密情報）

1. 本規約において機密情報とは、応募者が第4条に基づいて応募した時点から、第6条第1項に定める共創ビジネスプランの検討・仮説検証等が完了するまでの期間、運営事務局が選考を行うこと（以下、本件検討）を目的として、情報の開示を行う本規約当事者（以下、開示者）から開示を受ける本規約当事者（以下、受領者）へ開示される応募作品、技術資料、図面、出資検討に必要な資料その他関係資料等の有体物（電子メール等の電子媒体・磁気媒体を含む）により開示される情報のうち、開示者が受領者に機密である旨を明示して開示した情報をいいます。
2. 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する情報については、本契約における機密情報として取り扱わないものとします。
 - (ア) 開示を受けた時点で、既に公知であった情報
 - (イ) 開示を受けた時点で、受領者が守秘義務を負うことなく既に正当に保有していた情報
 - (ウ) 開示を受けた後、受領者の責によらず公知となった情報
 - (エ) 受領者が開示者以外の第三者から守秘義務を負うことなく適法に取得した情報
 - (オ) 受領者が開示を受けた情報によらずして独自に開発した情報

第9条（機密保持義務及び機密情報の取扱い）

1. 受領者は、本規約に別段の定めがある場合を除き、前条第1項に定める目的においてのみ機密情報を利用できるものとします。
2. 受領者は、事前の書面（電磁的記録による場合を含む）による開示者の承諾を得ることなく機密情報を、前項を除く第三者に対して、開示又は漏洩しないものとします。ただし、法令の定めや法令に基づく官公庁の権限の行使により機密情報の開示を行う必要が生じた場合、受領者は必要最小限の範囲で開示することができます。その場合受領者は、開示前又は開示後速やかに開示者にその旨を通知するものとし、機密情報の秘密が保持されるよう合理的な努力をするものとします。
3. 受領者は、本条に定める機密保持義務を遵守するため、善良なる管理者の注意をもって機密情報を管理するものとします。

4. 受領者は、機密情報について、前条第 1 項に定める目的の範囲で、当該機密情報を知る必要のある自己の役員及び従業員（以下、本項において、従業員等）、NTT 西日本グループ各社ならびに運営事務局と機密保持契約を締結した外部パートナー企業（以下、外部パートナー）に開示するものとし、従業員等に対して本規約に基づき課された機密保持義務と同等の義務を課すものとし、従業員等の機密情報の取扱いに責任を持つものとしします。
5. 受領者は、従業員等が退職した後も本規約に基づき課された機密保持義務と同等の義務を課するものとしします。
6. 受領者は、第 3 項に基づき事前の書面による承諾を得たうえで第三者に開示する場合、当該第三者に対して本規約に基づき課された秘密保持義務と同等の義務を課すものとし、当該第三者による機密情報の取扱いに責任を持つものとしします。
7. 受領者は、開示者の事前の書面の承諾を得ることなく機密情報を複製しないものとしします。本項に基づき機密情報を複製した場合は、当該機密情報に付された著作権表示及びその他の表示を当該複製物に付するものとしします。
8. 受領者は、本件検討が終了した場合又は開示者より要求があった場合、開示者の指示に基づき、機密情報及びその複製物を直ちに返還又は破棄することとしします。
9. 前各項は本検討終了後 1 年間は有効に存続するものとしします。

第 10 条（遵守事項）

1. 応募者、書類審査通過者、又は採択パートナー（以下、応募者等）は、応募期間及びプログラム実施期間において本規約を遵守するとともに、本プログラム参加中は、運営事務局が適宜行う指示等に従うものとしします。
2. 運営事務局は、応募者等が運営事務局の指示に従わない場合や他の応募者等に迷惑を及ぼす行為をする等、本プログラムの運営に支障が生じると判断した場合、応募者等に対し、本プログラムへの参加を差し止めることができるものとしします。なお、これにより応募者等に損害や不利益等が生じた場合であっても、運営事務局は何らの責任を負わないものとしします。
3. 応募者等は、応募作品が、第三者の制作にかかる作品等の権利を侵害するものではないことを運営事務局に保証するものとしします。なお、応募者等は、応募作品に第三者が権利を有する著作物、技術等を使用する場合、自己の責任において適法に使用し、運営事務局、その他の応募者等の関係者に対し、迷惑、損害等を与えないことを保証します。
4. 運営事務局又は運営事務局の指定する第三者が本プログラムの実施、運営、管理、放送又は広報活動を行うにあたり、応募作品をこれらの目的の範囲内で利用することがあります。なお応募作品に機密情報が含まれる場合、機密情報を含む部分については運営事務局が第 9 条第 3 項に基づき応募者等の承諾を得たうえで、利用することとしします。応募者等は、当該利用に対

し、著作権人格権に基づくものを含め、何ら異議申し立てや対価の請求等を行わないものとし
ます。なお、運営事務局又は運営事務局の指定する第三者による利用には、放送、広報宣伝活
動を目的としたスクリーンショット、アニメーション、ビデオの公開などが含まれますが、これらに限定さ
れません。また、応募者等は、応募作品を第三者に譲渡、提供、公表等する場合、事前に運営
事務局の書面による承諾を得るものとします。

5. 運営事務局は、法律に別段の定めがある場合を除き、名目の如何を問わず、応募者等が本プ
ログラムへ応募又は参加した結果、応募者等に生じた損害や不利益等について、何らの責任を負
わないものとします。

第 1 1 条（本規約の変更）

運営事務局は、法令の定めに従い本規約を変更することができるものとします。

第 1 2 条（情報の取扱）

1. 応募者等は、運営事務局に提供した情報につき、運営事務局が本プログラムの実施、運営、管
理、放送、広報活動及びこれに関連する事項のため並びに運営事務局からの本プログラムに関
連する最新情報の提供及び各種アンケート送付のために、以下の情報を収集及び利用すること
に同意します。

・応募者名（法人名、法人代表者名）、事業内容、所在地、電話番号等、応募者等が
応募フォーマットにより運営事務局に提供した情報

2. 採択パートナーは、第 7 条に定める投資を希望する場合、運営事務局に対して法人口座情
報又は法人カード情報を提出することに同意します。
3. 応募作品に含まれる知的財産権および参加後に生じる知的財産権について、以下に定めると
おりとします。

(ア) 第三者に帰属するものを除き、応募作品に含まれる応募者の既存保有知的財産権
は応募者に留保されるものとします。

(イ) 応募者は、応募作品の中に応募者の既存保有知的財産権を含める場合は、NTT
西日本グループが本プログラム実施のために、応募者の既存保有知的財産権の利用
又は実施を可能とする十分な許諾等の措置を行うものとします。

(ウ) 応募者は、応募作品の中に応募者以外の第三者に知的財産権が帰属するものを含
める場合には、NTT 西日本グループに当該第三者の知的財産権の利用又は実施を
可能とするに十分な権利処理を行うものとします。

(エ) 応募者は、応募作品の中に自己が利用する権限を有しない第三者の知的財産権を
含めることはできません。

- (オ) 応募者の参加決定後、本プログラム期間内において新たに生じた知的財産権の帰属態様その他条件等の取り扱いについては、応募者および NTT 西日本グループ間において協議するものとします。当該知的財産権を応募作品に含める場合、(イ)に準じて取り扱うものとします。
- (カ) (ア)にかかわらず、応募者は NTT 西日本グループの事前の承諾なく NTT 西日本グループが提供した素材、商標および商号が含まれる状態の応募作品を第三者に開示（インターネット上での開示を含みます。）してはなりません。
- (キ) 本プログラム終了後も、応募者および NTT 西日本グループが協業等を行い、新たに知的財産権が生じた場合には、別途両社で協議するものとします。

第 13 条（反社会的勢力の排除）

1. 応募者等は、運営事務局に対し、現在、自己及び自己の役員が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約します。
 - (ア) 暴力団員等が自己の経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - (イ) 暴力団員等が自己の経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - (ウ) 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
 - (エ) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
 - (オ) 自己、自己の役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
2. 応募者等は、運営事務局に対し、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれの行為も行わないことを確約します。
 - (ア) 暴力的な要求行為
 - (イ) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (ウ) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (エ) 風説を流布し、偽計又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
 - (オ) その他前各号に準ずる行為
3. 応募者等は、自己の知る限り、自己の従業員又は関係者等が（以下、本項において「従業員等」という）が、現在、暴力団員等に該当しないことを表明し、自己の従業員等が暴力団員等

に該当することを知ったとき、又は従業員等若しくは自己の役員が前項各号のいずれかの行為を行っていることを知ったときは、当該従業員等又は役員との間の雇用契約、顧問契約又は委任契約を速やかに解除する措置をとることを確約します。

4. 運営事務局は、応募者等が暴力団員等と取引関係にあることを知ったときは、応募者等に対して当該暴力団員等との取引関係を速やかに解消する措置をとるよう求めることができ、当該措置を求められた応募者等は、当該暴力団員等との取引関係を解消することを確約します。

第14条（解除）

1. 運営事務局は、前条第1項に定める応募者等の表明保証が真実でないことが判明した場合、又は応募者等が前条第2項、第3項若しくは第4項に違反した場合には、何らの催告を要せず、直ちに応募者等との取引に係る全ての契約を解除することができます。
2. 前項に基づき、運営事務局は応募者等との取引に係る契約を解除したことにより相手方に損害が生じた場合であっても、一切の補償又は賠償責任を負わず、かかる解除により解除権を行使する者に損害が生じたときは、応募者等に損害賠償を請求することができます。

第15条（準拠法その他）

1. 本規約の解釈・適用は、日本国の法律に準拠するものとします。
2. 本規約に定めのない事項に関する口頭その他客観的証拠によって証明できない方法による当事者間の合意は、その内容の如何を問わず効力を有しないものとします。

第16条（合意管轄）

運営事務局及び応募者等は、本規約に関する訴訟について、NTT 西日本の本店所在地を管轄する裁判所をもって第一審の専属的な合意管轄裁判所とすることに同意するものとします。

2025年4月21日制定（最終改訂：2026年5月11日）

2025年5月15日改訂

2026年5月11日改訂